

## 議案第46号

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 9月 7日提出

みやき町長 岡 毅

### 提案理由

この議案は、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、みやき町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例

みやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第40条の8第1項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第40条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第31条の規定にかかわらず、<u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第40条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第31条の規定にかかわらず、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>